別表第2 (第9条関係)

女男 2 (男 9 余渕			ν μ.
事業名	A	費目	単位
介護予防			1月につき 1,176単位
訪問サービス	介護予防訪問サービス費(Ⅱ)		1月につき 2,349単位
	介護予防訪問サービス費(Ⅲ)		1月につき 3,727 単位
	介護予防訪問サービス費(IV)		1回につき 268 単位
	介護予防訪問サービス費 (V) 介護予防訪問サービス費 (VI)		1回につき 268 単位
			1回につき 287 単位
	共生型介護	指定居宅介護事業所	介護予防訪問サービス費(I)から介護予防
	予防訪問サ	で障害者居宅介護従	訪問サービス費(VI)までの項に係る単位に
	ービス費	業者基礎研修課程修	70/100 を乗じた単位とする。
		了者等により行われ	
		る場合	
		指定居宅介護事業所	介護予防訪問サービス費(I)から介護予防
		で重度訪問介護従業	訪問サービス費(VI)までの項に係る単位に
		者養成研修修了者に	93/100 を乗じた単位とする。
		より行われる場合	
		指定重度訪問介護事	介護予防訪問サービス費(I)から介護予防
		業所が行う場合	訪問サービス費(VI)までの項に係る単位に
			93/100 を乗じた単位とする。
	初回加算		1月につき 200 単位を加算する。
	 生活機能向上連携加算 (I)		1月につき 100 単位を加算する。
	生活機能向上	連携加算(Ⅱ)	1月につき 200 単位を加算する。
	同一建物減算 介護職員処遇改善加算(I)		介護予防訪問サービス費(I)から介護予防
			訪問サービス費(VI)までの項に係る単位に
			90/100 を乗じた単位とする。
			介護予防訪問サービス費(I)から同一建物
			減算までの項において算出した単位に137/
			1000 を乗じた単位を加算する。
	介護職員処遇		介護予防訪問サービス費(I)から同一建物
			減算までの項において算出した単位に100/
			1000 を乗じた単位を加算する。
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		介護予防訪問サービス費(I)から同一建物
			減算までの項において算出した単位に 55/
			1000 を乗じた単位を加算する。
			介護予防訪問サービス費(I)から同一建物
月陵城县守村足处趋势		たべ心以音が昇 (1)	

	I		1
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		減算までの項において算出した単位に 63/
			1000 を乗じた単位を加算する。
			介護予防訪問サービス費(I)から同一建物
			減算までの項において算出した単位に 42/
			1000 を乗じた単位を加算する。
	介護職員等	ベースアップ等支援加	介護予防訪問サービス費(I)から同一建物
	算		減算までの項において算出した単位に 24/
			1000 を乗じた単位を加算する。
担い手登録型	担い手登録型訪問サービス費		1回につき 193 単位
訪問サービス			
介 護 予 防	介護予防通所サービス費(I)イ		1月につき 1,672単位 (事業対象者・要支援 1)
通所サービス	介護予防通序	折サービス費(Ⅱ)ロ	1月につき 3,428単位 (事業対象者・要支援 2)
	介護予防通序	折サービス費(Ⅲ)ハ	1月につき 1,672単位 (要支援2)
	介護予防通所サービス費(IV)二		1回につき384単位(事業対象者・要支援1)
	介護予防通序	fサービス費(V) ホ	1回につき 384 単位 (事業対象者・要支援 2)
	共生型介護	指定生活介護事業所	介護予防通所サービス費(Ⅰ)から介護予防
	予防通所サ	が行う場合	通所サービス費 (V) までの項に係る単位に
	ービス費		93/100 を乗じた単位とする。
		指定自立訓練事業所	介護予防通所サービス費(I)から介護予防
		が行う場合	通所サービス費 (V) までの項に係る単位に
			95/100 を乗じた単位とする。
		指定児童発達支援事	介護予防通所サービス費(I)から介護予防
		業所が行う場合	通所サービス費 (V) までの項に係る単位に
			90/100 を乗じた単位とする。
		指定放課後等デイサ	介護予防通所サービス費(I)から介護予防
		ービス事業所が行う	通所サービス費 (V) までの項に係る単位に
		場合	90/100 を乗じた単位とする。
	若年性認知症	定利用者受入加算	1月につき 240 単位を加算する。
	生活機能向」	ニグループ活動加算	1月につき 100 単位を加算する。
	運動器機能向	 一 一 一 一 一 一 一 一 一 	1月につき 225 単位を加算する。
	栄養アセスス	ベント加算	1月につき50単位を加算する。
	栄養改善加算	<u> </u>	1月につき 200 単位を加算する。
	口腔機能向」	上加算(I)	1月につき 150 単位を加算する。
	口腔機能向」	上加算(Ⅱ)	1月につき 160 単位を加算する。
	選択的サート	ごス複数実施加算(I)	1月につき 480 単位を加算する。
	選択的サービス複数実施加算 (Ⅱ) 事業所評価加算		1月につき 700 単位を加算する。
			1月につき 120 単位を加算する。

サービス提供体制強化加算(I)イ	1月につき88単位を加算する。
	(週1回)事業対象者・要支援1
サービス提供体制強化加算(I)ロ	1月につき 176 単位を加算する。
	(週2回)事業対象者・要支援2
サービス提供体制強化加算(I)ハ	1月につき88単位を加算する。
	(週1回)要支援2
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ	1月につき72単位を加算する。
	(週1回)事業対象者・要支援1
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ	1月につき 144 単位を加算する。
	(週2回)事業対象者・要支援2
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ハ	1月につき72単位を加算する。
	(週1回)要支援2
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ	1月につき24単位を加算する。
	(週1回)事業対象者・要支援1
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)口	1月につき48単位を加算する。
	(週2回)事業対象者・要支援2
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ハ	1月につき24単位を加算する。
	(週1回)要支援2
生活機能向上連携加算(I)	1月につき 100 単位を加算する。
	(3月に1回限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき 200 単位を加算する。
	ただし、運動機能向上加算を算定している場
	合は1月につき100単位を加算する。
口腔・栄養スクリーニング加算(I)	1回につき 20 単位を加算する。
	(6月に1回限度)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	1回につき5単位を加算する。
	(6月に1回限度)
科学的介護推進体制加算	1月につき40単位を加算する。
定員超過減算	介護予防通所サービス費(I)から介護予防
	通所サービス費 (V) までの項に係る単位に
	70/100 を乗じた単位とする。
看護・介護職員減算	介護予防通所サービス費(I)から介護予防
	通所サービス費 (V) までの項に係る単位に
	70/100 を乗じた単位とする。
同一建物減算(1)	1月につき 376 単位を減算する。
	事業対象者・要支援1
同一建物減算(2)	1月につき 752 単位を減算する。

		事業対象者・要支援 2
		1回につき85単位を減算する。
		事業対象者・要支援 1
		1回につき 85 単位を減算する。
		事業対象者・要支援 2
	介護職員処遇改善加算(I)	介護予防通所サービス費(I)イから同一建
		物減算(4)までの項において算出した単位に
		59/1000 を乗じた単位を加算する。
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護予防通所サービス費(I)イから同一建
		物減算(4)までの項において算出した単位に
		43/1000 を乗じた単位を加算する。
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	介護予防通所サービス費(I)イから同一建
		物減算(4)までの項において算出した単位に
		23/1000 を乗じた単位を加算する。
	介護職員等特定処遇改善加算(I)	介護予防通所サービス費(I)イから同一建
		物減算(4)までの項において算出した単位に
		12/1000 を乗じた単位を加算する。
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	介護予防通所サービス費(I)イから同一建
		物減算(4)までの項において算出した単位に
		10/1000 を乗じた単位を加算する。
	介護職員等ベースアップ等支援加	介護予防通所サービス費(I)イから同一建
	算	物減算(4)までの項において算出した単位に
		11/1000 を乗じた単位を加算する。
担い手登録型	担い手登録型通所サービス費	1回につき 188 単位
通所サービス	送迎加算	1回につき35単位を加算する。
	入浴加算	1回につき35単位を加算する。
	定員超過減算	担い手登録型通所サービス費に係る単位に
		70/100 を乗じた単位とする。
短期集中通所	短期集中通所サービス費	1回につき 310 単位
サービス	送迎加算	片道につき 47 単位
	初回訪問加算	1回につき 302 単位
従来型ケア	ケアマネジメント費	1月につき 438 単位
マネジメント	初回加算	1月につき 300 単位を加算する。
	委託連携加算	1月につき 300 単位を加算する。
初回型ケア	ケアマネジメント費	1月につき 738 単位
マネジメント		